

2020年8月24日

図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する検討に当たっての論点について

公益社団法人日本図書館協会

本協会は、図書館関係の権利制限規定の見直しについて、資料のデジタル化・ネットワーク化が進展していく状況において、今後の図書館の重要な役割の一つであるデジタルアーカイブに対応していくために、また、デジタル資料に基づく新たな図書館サービスを行う可能性を開くために、非常に重要な取り組みと考えています。規定の見直しがなされた際には、本協会として、全国の図書館に対して、この見直しの成果を積極的に活かすよう促したいと考えます。なお、本協会は、公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館をはじめ、さまざまな種類の図書館の進歩発展を図ることを目的とし、他の関係団体と連携しています。ここでは、図書館全体に係る意見を述べます。

以下、論点に沿って述べます。

### 1 現行制度の下での運用等の実態

『日本の図書館 統計と名簿 2019』(日本図書館協会、2020)より文献複写枚数上位の図書館をリスト化いたしました。(別紙1、2参照)

また、『図書館における著作権対応の現状 - 「日本の図書館 2004」付帯調査報告書 -』(日本図書館協会、2005)より、概略を抜粋いたしました。(別紙3参照)

### 2 絶版等資料の送信サービスの運用実態

国立国会図書館向けデジタル化資料送信サービスとして、全国の公共図書館、大学図書館等で運用が行われています。標準的な運用の例として、以下、紹介します。

例) 調布市立図書館の運用は以下のとおりです。

- ・中央図書館・分館(11箇所)がそれぞれ送信サービスおよび複写サービスを提供
- ・利用者は在住、在勤、在学者 隣接居住者等広域利用登録者は除外
- ・各館に設置している接続端末を30分単位で利用
- ・複写の必要がある場合は複製申請書に基づき、内容(複写箇所、分量等)を確認し、図書館職員が複製し、1週間程度で提供。
- ・今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴う休館後は複写利用が増加している。

### 3 図書館利用者からの制度・運用に関するニーズ

デジタル化資料の利用を希望する利用者が増加しており、また、レファレンス調査に利用

するケースも増えていきます。閲覧に加えて複写の件数も伸びています。新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、図書館の休館が全国的に行われたことを背景に、デジタル化資料の有用性が改めて認識されたものと思います。

#### 4 絶版等資料へのアクセスの容易化について（法第31条第3項関係）

##### 4-1 送信の形態

“一般公開”はインターネット環境があればどこからでも利用できます。一方で、“図書館送信”“館内限定”となっている資料は、図書館や国立国会図書館でのみしか利用できず、複写の手続きが煩雑であるため、利用者の理解が得られにくいのが現状です。絶版等資料のアクセスの容易化を進めるために、権利者の利益保護を担保しつつ、利用者が、図書館に外向かなくとも、自宅等で、デジタル化資料を閲覧し円滑に複製できる制度とすることが望ましいと考えます。

また、後述するように、絶版等資料に地域資料等を含めた上で、そうした資料を所蔵する地域の図書館が、国立国会図書館と同様に送信できるようにすることは、地域の課題解決や地域の活性化に資する活動を行うために重要と思われれます。

##### 4-2 「絶版等資料」の内容の明確化及びその担保・確認の徹底

絶版等資料とは、絶版等の理由により一般に入手困難な資料であると認識しております。市場で入手が困難になったものだけでなく、もともと出版部数が少ない地域資料、郷土資料、行政資料等が、図書館のデジタルアーカイブの対象として重要です。「商業的利用がされていない（アウトオブコマース）資料」が対象であることを明確化することで、地域資料等が含まれることを明示的にすることが望ましいと考えます。

#### 5 図書館資料の送信サービスについて（法第31条第1項第1号関係）

##### 5-1 補償金請求権

図書館資料の送信サービスを実現するために法を見直すことについては、図書館サービスの可能性を拓げるものと考えられます。ただし、補償金請求権については、様々なやり方が考えられるため、議論を続けることが必要と考えます。誰が補償金を負担するか、集められた補償金分配のシステムの構築等が課題となります。

##### 5-2 送信の形態、データの流出防止措置、電子出版等の市場との関係、主体となる図書館等の範囲

権利者の利益の侵害、データ流出及び不正利用には反対であるため、権利者、利用者及び図書館のいずれにとっても価値のある制度設計とすることが望ましいと考えます。

例えば、送信の形態については、FAXやサーバのアップは運用コストが高いため、もっとも簡便なメールによる送信を含めることが望ましいと考えます。

図書館等における送信後のデータは、次の同様の複製の要求に迅速に応えるため、保存できる仕組みが望ましいと考えます。流出防止のための管理体制の構築は十分にとるように、図書館に促します。これまでも図書館では、利用者情報を厳重に扱ってきたことから、十分なノウハウを持っていると考えられます。

ユーザーによる不正拡散防止のための措置としては、現場で毎回契約をするのは運用コストがかかり現実的ではなく、また著作権法でルールを明示すると運用に柔軟性を欠く可能性があるため、利用者、図書館、権利者を代表する団体によるガイドラインを策定することが望ましいと考えます。

電子出版等の市場との関係については、図書館として市場を阻害しないように十分に留意しつつ、コンテンツは同様ののものであっても、使い勝手の良さ等から電子出版を利用するニーズは確実にあると考えられます。

主体となる図書館等の範囲については、31条図書館に加えて、学校図書館、専門図書館、病院図書館等も含むことが望ましいと考えます。

## 6 その他関連する課題についての御意見・御要望

その他関連する課題は、今般の規定の見直しの本旨とは異なるとは思われますが、図書館の実務においては、解決が望まれている長年の懸案事項です。それゆえ、この機会に、制度の整備を進めていただきたいと考えます。

### 6-1 「一部分」要件の取扱い、図書館等におけるインターネット上の情報のプリントアウト・電子的な保存及び図書館資料の定義

公的機関が作成した資料及び絶版等資料は、広く利用できるような制度設計が望ましいと考えます。一冊に複数論文が掲載されているもの、短文や写真等の著作物、発行後「相当期間」を経過した出版物、電子媒体の刊行物及び他の図書館から借り受けた資料の取扱いについては、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」「複製物の写り込みに関するガイドライン」を策定する等により、現場での運用に当たっています。一部分を超える複製をする場合は権利者の許諾が必要ですが、個々の許諾を得ることは集中管理機関がない現状では困難を伴います。一部分を超えた複製やインターネット上の情報の複製が可能となるように、権利者の利益保護を担保しつつ、何らかの仕組みを設けることが望ましいと考えます。

### 6-2 私的使用目的の複製（法第30条第1項）との関係（法第31条第1項との棲み分け）

利用者がスマートフォン等で撮影することを禁止している図書館が多いのですが、現場では運用に苦勞しています。

### 6-3 図書館等の範囲

31条図書館に、病院図書館（地域医療支援病院、特定機能病院、臨床研究中核病院は医療法で図書室の設置が義務づけられており、病院内の調査研究の支援を行っている。）等を含めることは、強く要望されています。また、専門図書館（官公庁の設置する図書館、民間団体、企業の図書館、地方自治体の議会に設けられる議会図書館、各種研究機関等をいう。）において、公共のための複製が認められることは強く要望されています。

### 6-4 適切な運用を担保するための著作権教育・研修等の充実【再掲】

義務教育段階からの計画的な教育が必要であり、公共図書館、大学図書館等で継続的に著作権教育、意識を持続するシステムづくりは重要と考えます。

(以上)

2018年度 複写枚数上位の都道府県立図書館及び市区町村立図書館  
『日本の図書館 統計と調査2019』(2018年度実績)から

No.	総合順位	都道府県立・市区町村立別順位	図書館名1	図書館名2	来館者数	複写枚数
【調布市立図書館】						
1	41	24	調布市立	中央図書館	612,286	73,990
【都道府県立図書館】						
2	1	1	東京都立	中央図書館	336,294	1,268,263
3	2	2	愛知芸術文化センター 愛知県	図書館	529,750	471,890
4	4	3	大阪府立	中之島図書館	346,282	336,062
5	5	4	大阪府立	中央図書館	543,839	293,816
6	8	5	京都府立	図書館	273,208	204,704
7	9	6	東京都立	多摩図書館	211,890	198,385
8	11	7	京都府立	京都学・歴彩館	150,994	169,252
9	14	8	神奈川県立	図書館	142,708	136,424
10	15	9	福岡県立	図書館	325,027	133,345
11	16	10	奈良県立	図書情報館	573,351	132,027
12	20	11	岡山県立	図書館	989,077	118,061
13	25	12	宮城県	図書館	369,102	109,083
14	30	13	千葉県立	中央図書館	65,444	98,908
15	34	14	新潟県立	図書館	438,242	83,685
16	36	15	神奈川県立	川崎図書館	68,892	80,491
17	37	16	沖縄県立	図書館	249,999	80,479
18	39	17	富山県立	図書館	142,098	76,645
19	48	18	埼玉県立	熊谷図書館	146,520	68,218
20	49	19	岩手県立	図書館	408,389	68,026
21	52	20	鹿児島県立	図書館	482,087	64,799
22	53	21	香川県立	図書館	459,102	64,347
23	54	22	愛媛県立	図書館	335,243	63,300
24	55	23	熊本県立	図書館	236,940	63,152
25	59	24	群馬県立	図書館	255,077	62,040
26	60	25	大分県立	図書館	496,416	60,813
27	61	26	石川県立	図書館	246,407	59,058
28	63	27	佐賀県立	図書館	329,031	58,205
29	64	28	徳島県立	図書館	440,303	57,826
30	65	29	三重県立	図書館	322,576	57,467
31	68	30	島根県立	図書館	250,143	55,976
32	70	31	滋賀県立	図書館	226,551	54,035
33	74	32	秋田県立	図書館	399,099	51,664
34	75	33	山口県立	山口図書館	187,359	51,253
35	76	34	山梨県立	図書館	923,345	49,885
36	77	35	福島県立	図書館	174,034	48,507
37	78	36	県立長野	図書館	367,983	45,824
38	79	37	広島県立	図書館	183,772	45,771
39	80	38	兵庫県立	図書館	106,924	44,904
40	81	39	福井県立	図書館	458,888	43,389
41	82	40	青森県立	図書館	269,588	41,081
42	83	41	栃木県立	図書館	71,896	38,178
43	84	42	鳥取県立	図書館	271,301	38,073
44	85	43	千葉県立	西部図書館	159,516	36,327
45	86	44	宮崎県立	図書館	475,346	32,597
46	87	45	静岡県立	中央図書館	134,199	31,837
47	88	46	和歌山県立	図書館	282,183	30,184
48	89	47	埼玉県立	久喜図書館	182,971	29,806
49	90	48	山形県立	図書館	126,975	25,376
50	91	49	長崎県立	長崎図書館	204,939	20,997
51	92	50	北海道立	図書館	13,756	17,190
52	93	51	千葉県立	東部図書館	141,884	7,268
53	94	52	鹿児島県立	奄美図書館	139,881	7,025
54	95	53	福井県立	若狭図書学習センター	136,360	3,101
55	96	54	和歌山県立	紀南図書館	103,369	2,853
56	97	55	秋田県立図書館	あきた文学資料館	6,165	0
57	98	56	茨城県立	図書館	409,144	0
58	99	57	岐阜県	図書館	550,198	0
59	100	58	高知県立	図書館	0	0
都道府県立合計						5,591,872

【市区町村立図書館】(★は政令指定都市)						
60	3	1	★大阪市立	中央図書館	1,393,134	339,056
61	6	2	★名古屋市	鶴舞中央図書館	749,024	233,237
62	7	3	★福岡市	総合図書館	850,602	206,466
63	10	4	★川崎市立	高津図書館	285,173	188,150
64	12	5	★札幌市	中央図書館	746,821	167,945
65	13	6	千代田区立	日比谷図書文化館	761,301	148,052
66	17	7	柏崎市立	図書館	347,455	124,972
67	18	8	★さいたま市立	中央図書館	1,329,079	124,562
68	19	9	★神戸市立	中央図書館	670,336	120,232
69	21	10	世田谷区立	中央図書館	0	116,943
70	22	11	千代田区立	千代田図書館	587,151	112,166
71	23	12	目黒区立	八雲中央図書館	570,369	110,955
72	24	13	中野区立	中央図書館	741,627	109,829
73	26	14	豊島区立	中央図書館	820,079	103,637
74	27	15	杉並区立	中央図書館	453,662	102,102
75	28	16	武蔵野市立	中央図書館	666,981	100,630
76	29	17	武蔵野市立	ひと・まち・情報 創造館武蔵野	1,923,162	99,952
77	31	18	葛飾区立	中央図書館	1,144,618	95,102
78	32	19	★京都市	右京中央図書館	620,680	85,291
79	33	20	府中市立	中央図書館	750,372	84,321
80	35	21	前橋市立	図書館	101,357	81,577
81	38	22	品川区立	品川図書館	517,991	79,148
82	40	23	川崎市立	中原図書館	1,138,321	75,312
83	42	25	練馬区立	光が丘図書館	866,392	73,794
84	43	26	板橋区立	中央図書館	383,623	71,776
85	44	27	茨木市立	中央図書館	456,379	70,919
86	45	28	市川市	中央図書館	732,177	70,783
87	46	29	北区立	中央図書館	765,705	70,658
88	47	30	台東区立	中央図書館	804,604	68,469
89	50	31	★千葉市	中央図書館	756,251	67,457
90	51	32	広島市立	中央図書館	397,031	66,059
91	56	33	足立区立	中央図書館	504,788	63,023
92	57	34	練馬区立	大泉図書館	303,532	62,983
93	58	35	文京区立	真砂中央図書館	208,162	62,438
94	62	36	新宿区立	中央図書館	455,721	58,492
95	66	37	北区立	赤羽図書館	576,418	56,520
96	67	38	高知市立	市民図書館	866,385	56,439
97	69	39	八王子市	生涯学習センター図書館	478,587	54,527
98	71	40	岡崎市立	中央図書館	1,265,665	53,328
99	72	41	町田市立	中央図書館	608,275	52,462
100	73	42	立川市	中央図書館	248,389	52,248
市区町村立合計						4,142,012
都道府県立および市区町村立合計						9,733,884
2018年度文献複写枚数 全国合計						20,280,843

※高知県立図書館は高知市民図書館に一括計上

※秋田県立図書館あきた文学資料館、茨城県立図書館、岐阜県図書館は未記入等のため不明

2018年度 複写枚数上位の大学図書館・短期大学図書館・高等専門学校図書館  
 『日本の図書館 統計と調査2019』(2018年度実績)から

図書館名1	図書館名2	入館者総計	文献複写枚数
<b>【大学図書館】</b>			
1 早稲田大学	図書館	632,287	1,439,371
2 名古屋大学	附属図書館生命農学図書室	53,191	955,678
3 慶應義塾大学	三田メディアセンター	537,411	734,895
4 明治大学	図書館中央図書館	516,395	627,003
5 関西大学	総合図書館	663,939	614,880
6 一橋大学	附属図書館	314,192	489,178
7 筑波大学	附属図書館中央図書館	604,936	463,835
8 立教大学	池袋図書館	1,163,195	456,464
9 同志社大学	図書館今出川図書館	515,441	445,011
10 中央大学	中央図書館	611,819	432,395
11 東京学芸大学	附属図書館	269,786	381,326
12 洗足学園音楽大学	附属図書館	187,925	374,846
13 國學院大學	図書館	294,073	364,218
14 東京大学	総合図書館	448,547	363,126
15 文教大学	越谷図書館	163,120	356,050
16 九州大学	附属図書館	309,584	343,742
17 東京大学	駒場図書館	693,668	315,171
18 専修大学	図書館	397,354	278,174
19 東京大学	大学院法学政治学研究所・法学部研究室図書室	29,479	276,318
20 名古屋大学	附属図書館中央図書館	763,319	264,384
21 芝浦工業大学	豊洲図書館	171,392	259,423
22 奈良大学	図書館	89,761	242,773
23 東洋大学	附属図書館白山図書館	857,970	236,720
24 西南学院大学	図書館	733,221	215,313
25 広島大学	図書館中央図書館	572,304	214,802
26 早稲田大学	戸山図書館	306,658	213,670
27 駒澤大学	図書館	376,892	207,793
28 大阪市立大学	学術情報総合センター	330,567	205,178
29 佛教大学	附属図書館	199,637	202,659
30 上智大学	中央図書館	804,109	201,985
31 帝京大学	ちば総合医療センター図書室	13,272	191,171
32 帝京平成大学	中野キャンパスメディアライブラリーセンター	198,998	186,984
33 日本大学	法学部図書館	361,944	182,743
34 慶應義塾大学	日吉メディアセンター	813,493	181,556
35 筑波大学	附属図書館大塚図書館	90,762	179,850
36 順天堂大学	学術メディアセンター	67,461	178,568
37 大阪大学	附属図書館生命科学図書館	104,157	178,250
38 明治大学	図書館生田図書館	230,544	175,206
39 東京女子医科大学	図書館八千代医療センター図書室	0	171,823
40 明治大学	図書館和泉図書館	696,554	163,247
41 芝浦工業大学	大宮図書館	173,389	162,784
42 長崎大学	附属図書館医学分館	151,471	159,651
43 東京女子医科大学	図書館	94,803	156,956
44 近畿大学	中央図書館	1,807,184	155,112
45 早稲田大学	法学部学生読書室	119,612	153,976
46 獨協医科大学	図書館	105,410	149,700
47 金沢大学	附属図書館	0	148,227
48 産業医科大学	図書館	138,924	146,953
49 青山学院大学	図書館	362,147	144,850
50 琉球大学	附属図書館	396,885	143,431
大学図書館合計			20,536,659
<b>【短期大学図書館】</b>			
1 大分県立芸術文化短期大学	附属図書館	40,045	48,817
2 青山学院女子短期大学	図書館	54,094	18,652
3 静岡県立大学短期大学部	附属図書館・静岡県立大学附属図書館小鹿図書館	33,203	15,886
4 平成医療短期大学	図書館	46,481	13,600
5 岩手看護短期大学	図書館(本館)	2,831	12,633
6 東海大学医療技術短期大学	図書館	7,457	12,283
7 東北女子短期大学	附属図書館	1,948	11,504
8 女子美術大学短期大学部	図書館	27,900	11,198
9 福岡医療短期大学	情報図書館分室	22,393	7,975
10 山口芸術短期大学	図書館	14,207	7,932
11 宇都宮短期大学	図書館	9,405	7,849
12 飯田女子短期大学	図書館	58,061	7,550

13	西九州大学短期大学部	附属図書館	35,040	6,796
14	昭和学院短期大学	附属図書館	6,960	6,723
15	仙台青葉学院短期大学	図書館	30,336	5,661
16	清和大学短期大学部	図書館	0	4,968
17	帝京短期大学	図書館	11,860	4,935
18	國學院大學北海道短期大学部		7,178	3,347
19	信州豊南短期大学	図書館	0	3,312
20	山形県公立大学法人	附属図書館	20,150	2,660
21	上田女子短期大学	附属図書館	21,662	2,654
22	鹿児島県立短期大学	附属図書館	15,194	2,369
23	川崎市立看護短期大学	図書館	18,094	2,347
24	九州大谷短期大学	図書館	3,325	2,341
25	つくば国際短期大学	図書館	17,138	1,779
26	精華女子短期大学	附属図書館	13,238	1,734
27	愛知医療学院短期大学	ラーニングコモンズ	31,923	1,641
28	福岡女子短期大学	図書館	23,505	1,524
29	横浜女子短期大学	図書館	0	1,423
30	小田原短期大学	図書館	8,946	1,405
31	神戸女子大学・神戸女子短期大	図書館	34,217	1,332
32	白鳳短期大学	図書館	8,605	1,189
33	埼玉純真短期大学	図書館	4,495	1,160
34	富山短期大学	附属図書館	33,354	1,129
35	岐阜市立女子短期大学	附属図書館	24,054	1,049
36	沖縄女子短期大学	図書館	30,566	1,019
37	京都文教短期大学	図書館	25,970	972
38	大月市立大月短期大学	図書館	32,816	944
39	常磐会学園	図書館	18,039	841
40	埼玉医科大学短期大学	図書館	6,585	805
41	名古屋柳城短期大学	図書館	0	788
42	佐野日本大学短期大学	図書館	11,288	781
43	東洋食品工業短期大学	附属図書館	2,819	777
44	拓殖大学北海道短期大学	図書館	7,264	600
45	奈良佐保短期大学	図書館	15,091	591
46	和泉短期大学	附属図書館	0	551
47	甲子園短期大学	図書館	2,818	518
48	創価女子短期大学	図書館	22,776	508
49	仁愛女子短期大学	附属図書館	21,494	472
50	東海大学短期大学部	図書館	14,431	458
			短期大学図書館合計	249,982
【高等専門学校図書館】				
1	群馬工業高等専門学校	図書館	68,859	15,956
2	石川工業高等専門学校	図書館	31,006	558
3	岐阜工業高等専門学校	図書館	57,623	414
4	新居浜工業高等専門学校	図書館	27,225	400
5	明石工業高等専門学校	図書館	25,013	208
6	東京工業高等専門学校	図書館	47,528	159
7	豊田工業高等専門学校	図書館	33,574	154
8	高知工業高等専門学校	図書館	47,117	154
9	福島工業高等専門学校	図書館	49,151	148
10	鶴岡工業高等専門学校	総合メディアセンター	26,264	141
			高等専門学校図書館合計	18,292
			大学・短大・高専合計	20,804,933
			2018年度文献複写枚数 全国合計	31,739,731



# 図書館における著作権対応の現状

「日本の図書館2004」付帯調査報告書

社団法人 日本図書館協会

2005. 3.



## 目次

はじめに（調査の意義）	5
付帯調査「著作権」実施の経緯	6
調査票回収状況	7
1 複写	
1.1 著作権法 31 条に基づく複写を行っていますか	11
1.2 複写作業は誰が行っていますか	17
1.3 複写に際して複写申込書を書いてもらっていますか	23
1.4 「著作権法」についての「掲示」をするなどしていますか	26
1.5 利用者への著作権関係の説明会をおこなっていますか	31
1.6 31 条複写用に設置している複写機の台数は	34
1.7 複写枚数	41
1.8 31 条複写用以外の利用者用複写機を設置していますか	43
1.9 他の図書館から借り受けた資料の複写を受け付けていますか	47
1.10 複写に関して利用者からの苦情	50
1.11 郵送による複写物送付サービスを行っていますか	57
1.12 郵送は誰から受け付けますか	61
1.13 郵送の料金はどのように受け取っていますか	63
2 視聴覚資料	
2.1 過去 3 年間に図書館主催の映画の上映会を行っていますか	67
2.2 上映会可のメディアを使用するなどの配慮をしていますか	69
2.3 ビデオ製作者などに連絡を取った経験がありますか	70
2.4 音楽 CD の貸出について発売後一定期間の貸出自粛をしていますか	72
3 電子資料	
3.1 CD-ROM の貸出を行っていますか	74
3.2 貸出する CD-ROM には制限がありますか	76
3.3 貸出しする CD-ROM に動画が含まれていないことに配慮していますか	78
3.4 CD-ROM の貸出について出版社などの意向を尋ねたことがありますか	80
3.5 CD-ROM からのプリントアウトを利用者に提供していますか	82

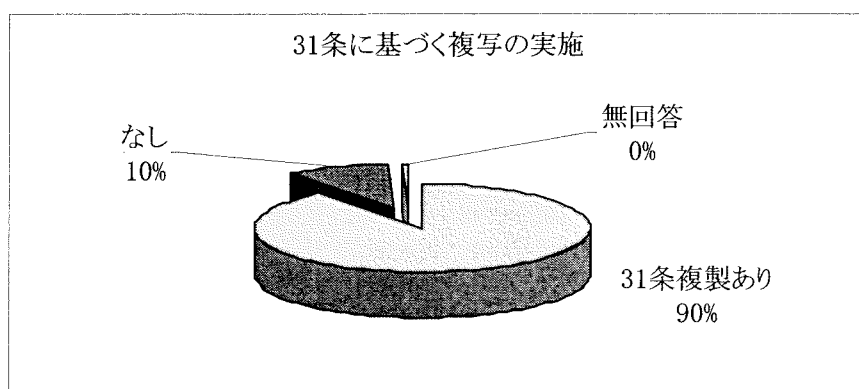
# 1 複写

## 1.1 著作権法31条（図書館等における複製）に基づく複写を行っていますか。

回答肢 ①いる ②いない の2択で質問した。

回答館の母数は大学図書館の場合、回収率の項目で述べた1,520館に細分化施設として回答のあった27施設（細分回答は30施設であるが3施設は1,520館の中にカウントしてあるため）を加えた1,547館が母数である。

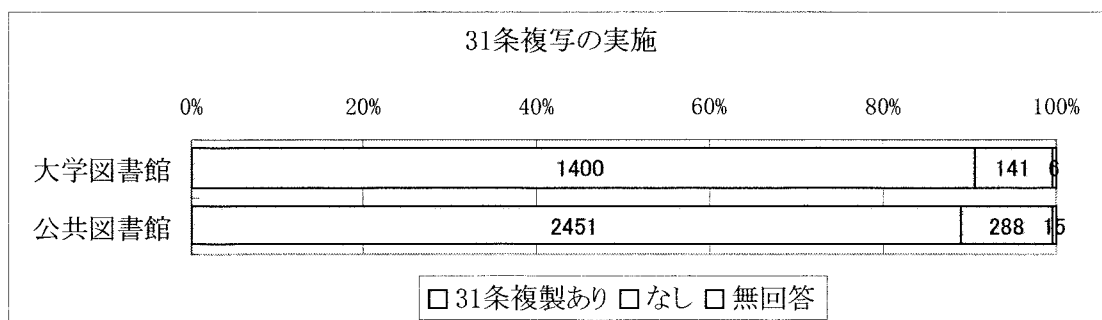
公共図書館の方は、回収率での館数通り2,754館が回答館母数となる。



31条に基づく複写の実施

	31条複製あり	なし	無回答
調査回答館	3851	429	21

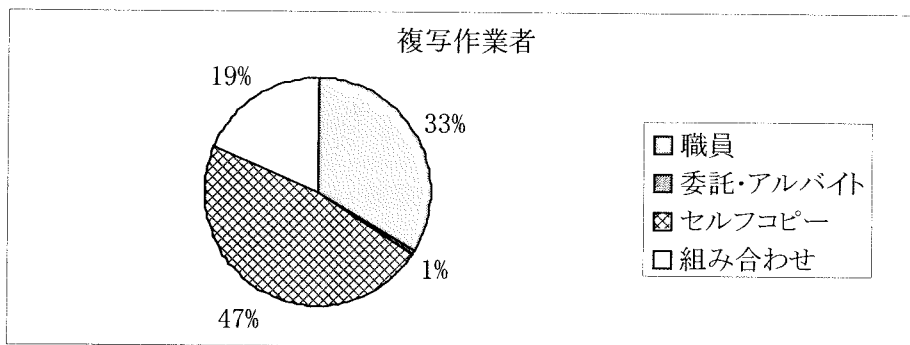
大学図書館、公共図書館を合わせて集計してみると、ちょうど90%の図書館が31条に基づく複写サービスを実施している。大学図書館と公共図書館を分けて割合を見ても状況は変わらず、導入状況に差はない。



## 1.2 複写作業は誰がおこなっていますか。

回答選択肢は、①図書館職員、②委託先、③アルバイト、④利用者（セルフ式コピー）、⑤上記の組み合わせ、5択である。

大学・公共を合わせた複写作業者の割合は、下図のように、図書館職員が複写している館が3分の1、セルフコピー式で行っている館が2分の1弱、複数の作業者の組み合わせで行っている館が5分の1弱である。委託やアルバイトで行っている館はほとんどない。このため、図ではまとめたが、両者を合計してみても、ほとんど図示できない割合にすぎない。

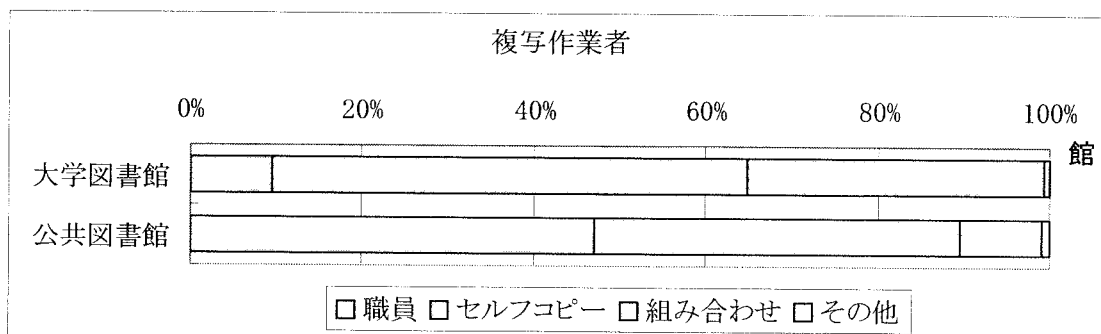


複写作業者

	職員	委託	アルバイト	セルフコピー	組み合わせ	無回答
回答館	1287	12	12	1813	719	8

このことは、大学図書館と公共図書館を分けて見ても変わらない。

残る複写作業の担い手は、大学図書館と公共図書館ではかなり異なっている。一見して、公共図書館での図書館員が複写作業する館の割合の高さが目に付く。



⑤の組み合わせについては組み合わせの内容は設問に含まれていない。けれども、アルバイト、委託の館数が極少の状況なので、おおむねその内容は「職員＋セルフコピー」の組み合わせと想定できる。

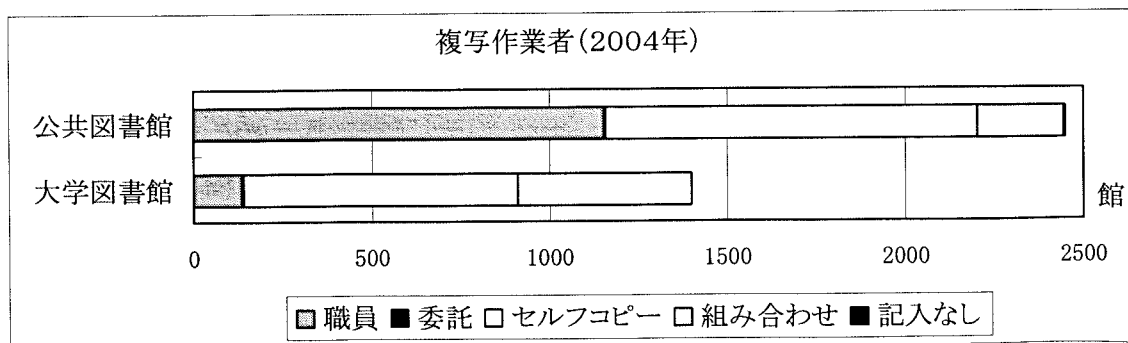
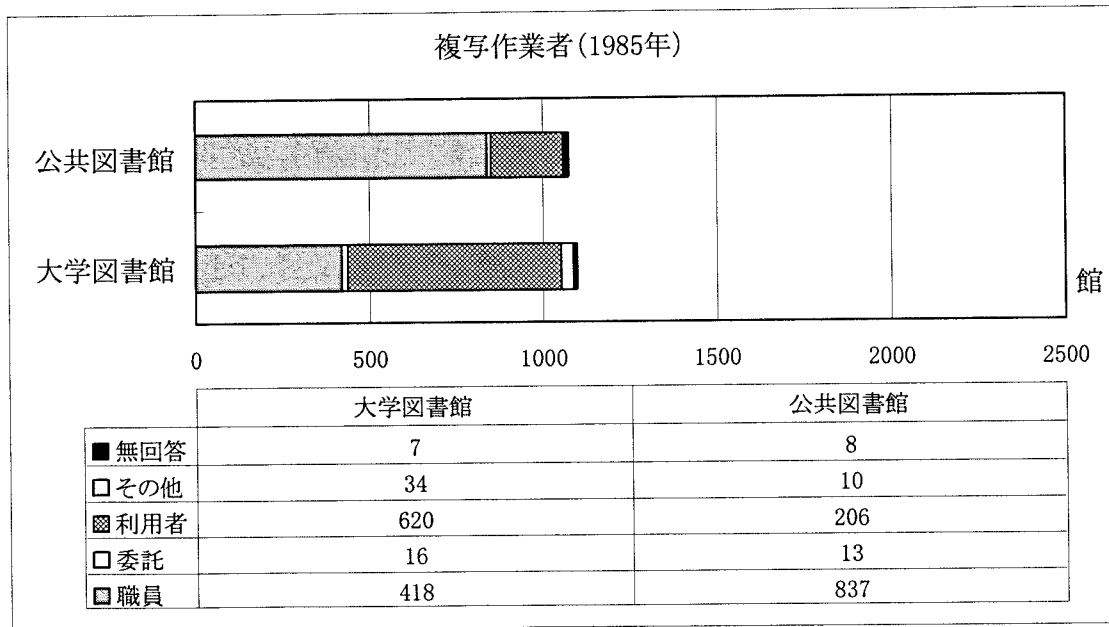
こう考えてみると、大学の場合は、図書館員による複写からセルフコピーへの移行が進んだ状態であり、公共はまだ途上にあるものと思われる。

複写作業者

	職員	委託	アルバイト	セルフコピー	組み合わせ	記入なし
大学	134	5	5	772	484	0
公共	1153	7	7	1041	235	8

このことは、1985年調査と比較して経年変化をみるとはっきりする。

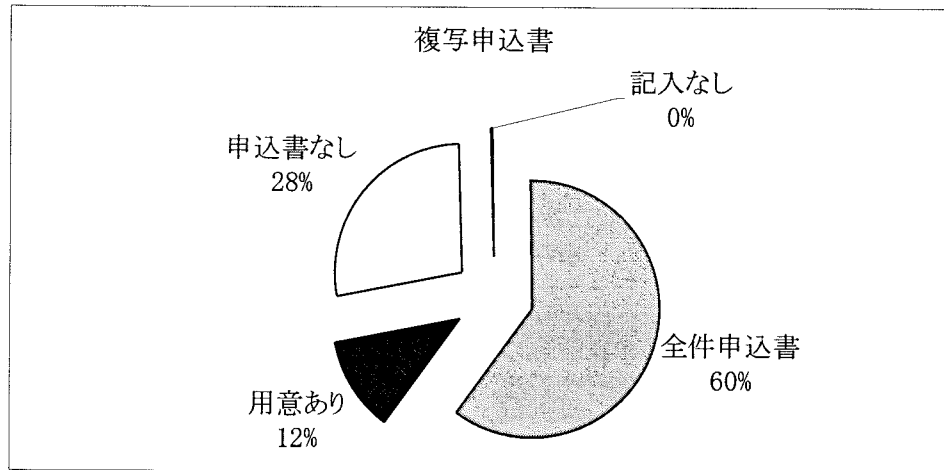
大学図書館の場合、職員が複写作業を行っている図書館は、1985年には約40%あったが、現在では約10%であり、図書館の実数としても418館から134館と1/3に減少している。公共図書館の場合は、図書館数としては、837館から1,153館と増加しているが、比較的規模が小さな館が新設された結果と思われる、割合としては、80%弱から50%弱に減少している。



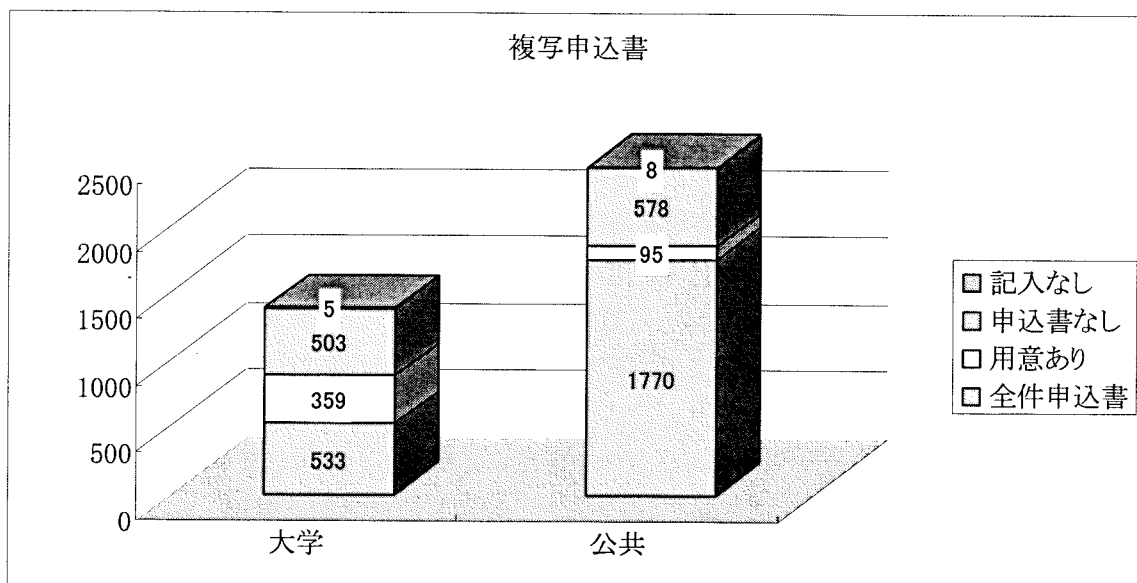
### 1.3 複写に際して複写申込書を書いてもらっていますか。

回答選択肢は、①原則として全件申込書を書いてもらっている、②申込書は用意してあるが書かない人もいる、③申込書はない、の3択である。

調査対象館全体では、「原則として全件申込書を書いてもらっている」図書館が60%を占めているが、「申込書はない」という図書館も30%弱存在する。



大学図書館は、全件申込書を書く館と申込書のない館が同数あり、それよりやや少ない館数が両者の中間である一部申込書となっている。公共図書館の場合、この中間的な館がほとんどなく、全件申込書と申込書なしに分かれるが、全件申込書の方が3倍くらいの館数に当たる。

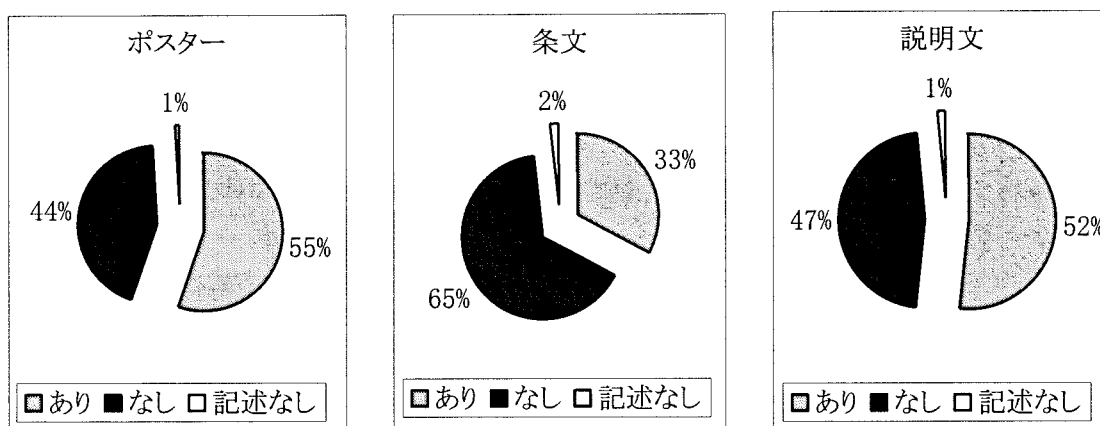


1.4 複写受付場所や複写機の設置場所などに「著作権法」についての「掲示」をしていますか。

- A. 著作権啓発ポスター
- B. 31条の条文
- C. 31条の説明文

回答選択肢は、①行っている、②行っていない、の2択である。

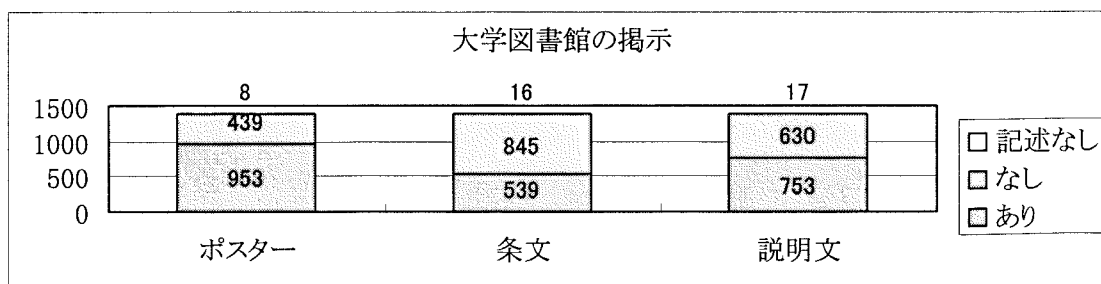
調査対象館全体では、下図のように、著作権啓発ポスターと31条の説明文は2分の1強の図書館が掲示している。一方、31条の条文自体は3分の1の図書館が掲示しているだけである。



掲示

	ポスター	条文	説明文
あり	2130	3307	5437
なし	1691	2943	4634
記述なし	30	52	82

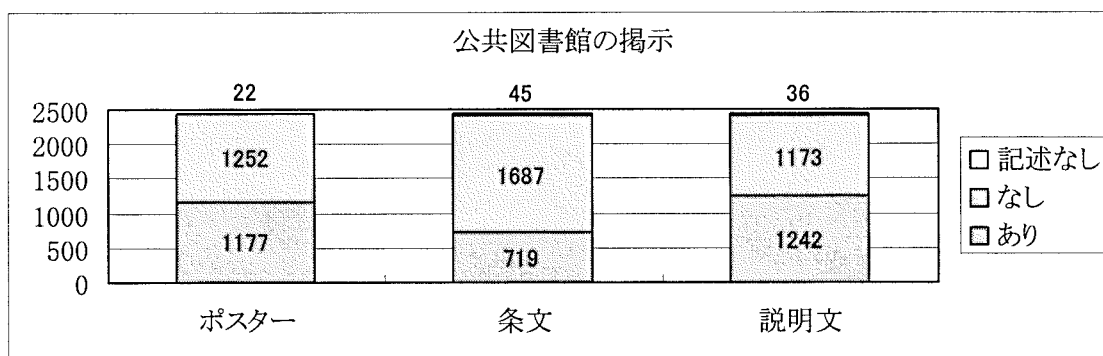
この著作権啓発ポスターは2001年度に、日本図書館協会と国公立大学図書館協力委員会とが協力して作成して、各図書館に配布したものである。下図のように、大学図書館での掲示割合は非常に高い。



大学図書館に比較すると、公共図書館での掲示の割合は、図書館の半数に満たない状況で、遅れをとっている。

31条の条文自体を掲示している館は、大学図書館の場合で40%弱、公共図書館では30%弱でしかない。31条の説明文の方が条文よりは多く、大学図書館で55%強、公共図書館で50%強である。条文そのものは一読して理解しがたいものであるため、説明文より掲示される度合いが少ないものと思われる。しかしながら、図書館の複写サービスの根拠であるからやはり掲示して欲しいところである。

大学図書館の場合、条文と説明文をともに掲示しているのは396館であった。140館が説明文なしで条文だけを掲示している。これも利用者にとっては分かりにくいのではないか。同様に公共図書館で、条文と説明文をともに掲示しているのは501館、説明文なしで条文を掲示している館が216館あった。



#### 掲示

	大学			公共		
	ポスター	条文	説明文	ポスター	条文	説明文
あり	953	539	753	1177	719	1242
なし	439	845	630	1252	1687	1173
記述なし	8	16	17	22	45	36
	1400	1400	1400	2451	2451	2451

これら3種の掲示が、すべてない図書館も、大学で217館(15%)、公共で523館(21%)あった。

次ページの図表は、1985年調査の数字である。このときの設問は「複写の受付場所に『著作権法』についての〈掲示〉がありますか」であり、回答選択肢は、①有、②無、であった。この設問だと、今回調査の「31条の条文」、「31条の説明文」どちらかがあれば、「有」と回答することになると思われるので、今回の回答結果をこのようにまとめてみた図も比較のため載せた。



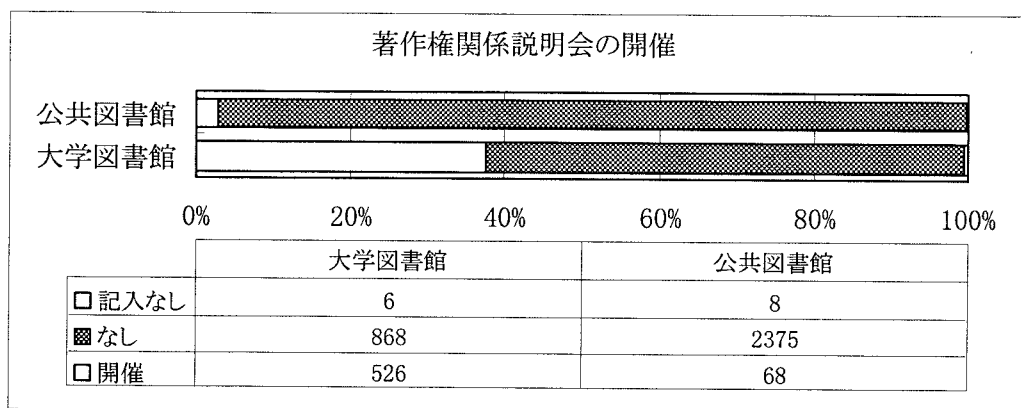
### 1.5 利用者へのオリエンテーションなど著作権関係の説明会をおこなっていますか。

選択肢は、①行っている、②行っていない、の2択である。

容易に想像がつくと思われるように、公共図書館と大学図書館ではまったく状況が異なる。したがって、両者を合計しての割合等を求めても意味がないと思われるので、両者を分けて集計した結果を示す。

大学図書館の場合は入学時のオリエンテーションなどで説明会を行う機会は得やすいものと思われる。ほぼ40%の図書館が実施していると回答した。図書館関係の著作権問題について新聞報道等も多くなっている昨今であるから、機会を捉えて実施し、さらに充実させることが望ましい。

公共図書館の場合、対象の限定が困難であることや、一堂に会させることができないため、このような開催の割合はきわめて低く、実施館は3%に満たない。

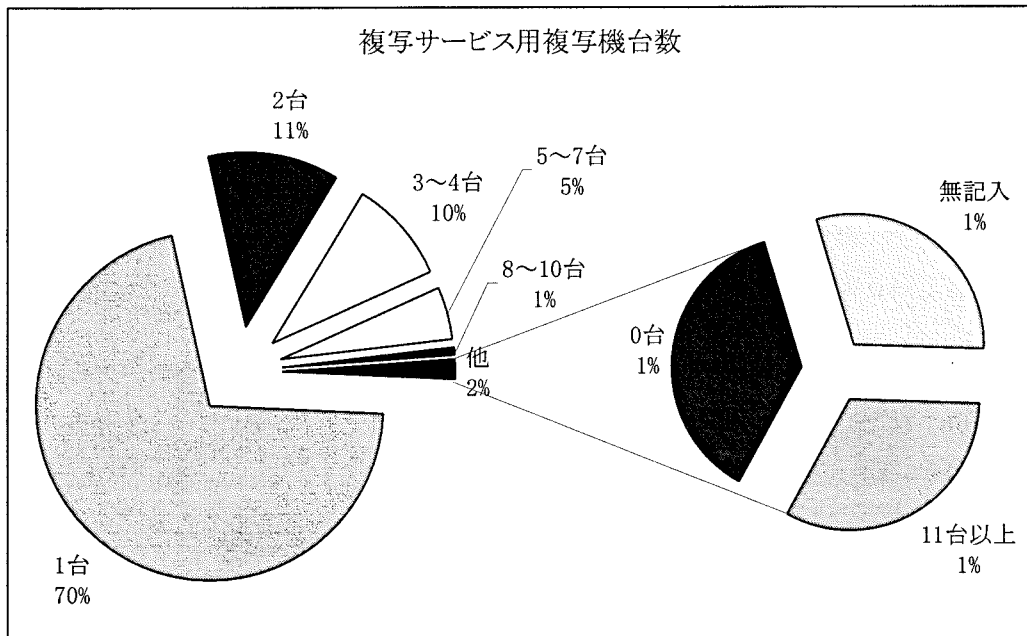


### 1.6 31条複写用に設置している複写機の台数は

(事務用は除くが、共用は入れる。31条に基づかない利用者用複写機も除く)

回答は単に台数を記入するものである。

下図のように、図書館に設置されている複写機台数は1台きりである図書館が全体の70%を占める。



大学図書館複写機台数別図書館数

1台	2台	3台	4台	5台	6台	7台	8台	9台	10台	11台	12台	13台	14台	15台
563	303	199	119	91	27	26	16	9	9	5	3	2	2	2

16台	23台	33台	43台	113台	0台	無回答
1	1	1	1	1	13	6

公共図書館複写機台数別図書館数

1台	2台	3台	4台	5台	6台	7台	8台	11台	19台	0台	無回答
2177	174	42	11	6	10	2	1	1	1	12	14

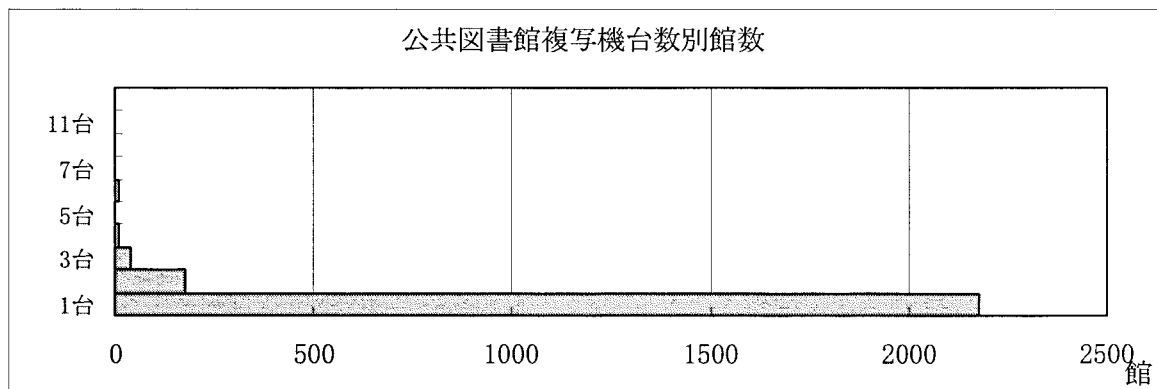
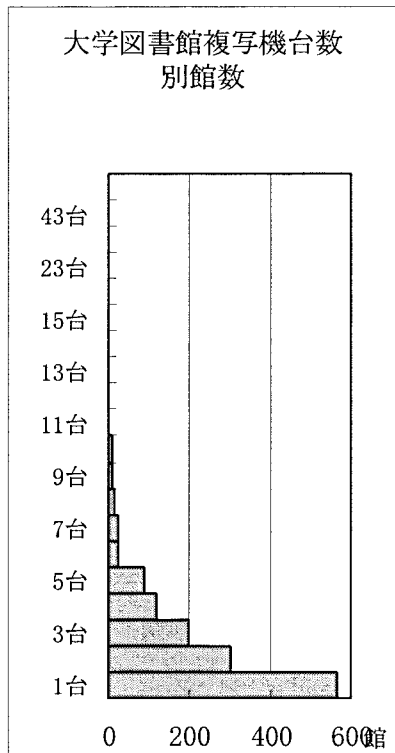
1台以上の台数の記載があった図書館3806館の総複写機台数は、6,580台であったので、図書館1館あたりの平均複写機台数は1.7台になる。

複写サービスは31条によって実施していると回答しながら、複写機台数として0台と回答した図書館が、大学・公共とも10館強ある。おそらく業務との共用とまでも言えないくらい業務中心の機器で、時折は利用者の求めに応じて複写することもある、といった状態

であろうと推測するが、ここでは、図書館数、複写機台数とも含めないで集計し表示している。なお、このような回答の館数は全体の中ではきわめて少数なので、図書館数にこれら図書館を含めても、含めなくても平均台数などの結果は変わらなかった。

大学図書館と公共図書館を分けて集計し、比較してみる。

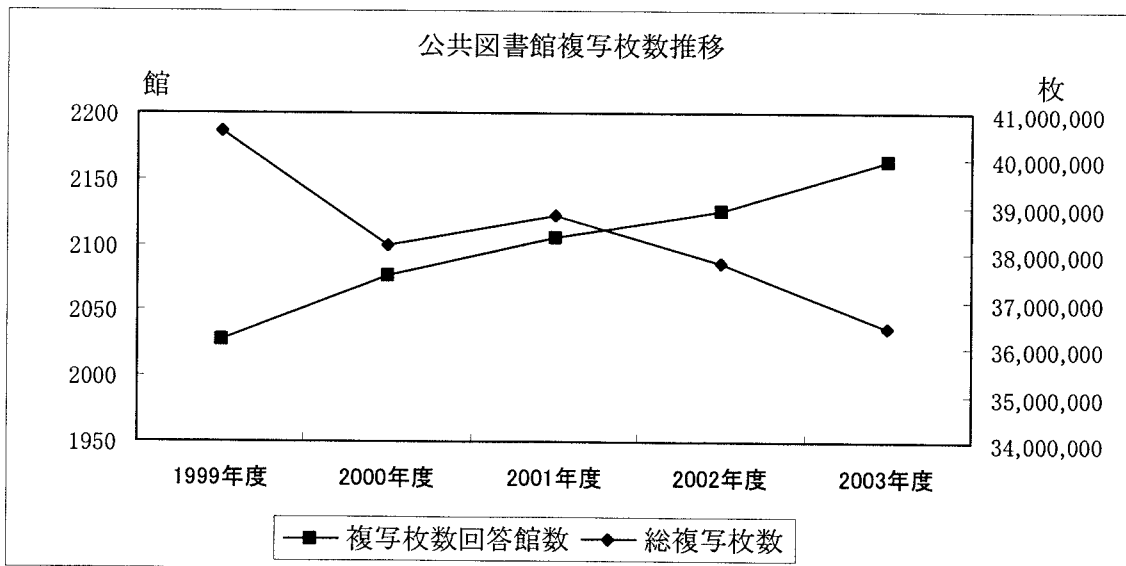
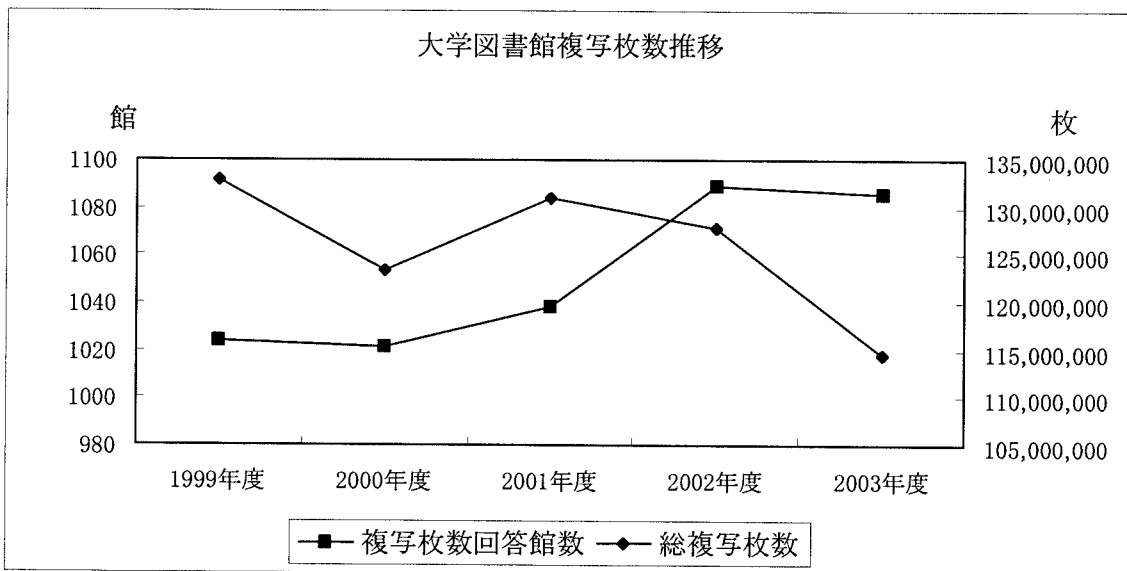
大学図書館で1台以上の台数の記載があった1381館の総台数は3,743台であるので、1館あたりの平均台数は2.7台である。公共図書館は、複写機台数を記載した図書館数は2,425館と多いが90%が1台しか設置されていない図書館なので、総台数は2,837台で、1館あたりの台数は1.2台でしかない。



## 1.7 複写枚数

今回の付帯調査では複写枚数を尋ねていない。「日本の図書館」本調査に質問項目があるためである。図書館の複写を考える上で基本となる数字であるから、本調査の結果を用いて報告する。

下図は大学図書館、公共図書館の過去5年間の複写枚数回答館数と回答館全体を合わせた複写枚数を表示したものである。複写枚数を回答している図書館数が増加傾向にあるにもかかわらず、総複写枚数は減少している。1館あたりではかなりの減少である。このことは公共図書館の図の方がより鮮明であるが、大学図書館の図からもはっきり読み取れる。



現場図書館員もここ数年複写枚数の落ち込みは肌で感じており、話題にのぼることがあるが、こうして統計数字を見ると明らかである。1999年度と2003年度を比較してみると、大学図書館で1館平均13万枚から10万5千枚へと、2003年度は1999年度の約80%に減っている。公共図書館の場合も、1館平均2万枚から1万7千枚と約85%に減少した。

この落ち込みの理由として、大学図書館の場合、電子ジャーナルの利用が進んだといった理由も考えられるが、公共図書館の場合、館内での利用資料が変化した影響はほとんど考えられない。全体的に利用者の紙での複写要望が減少しているのではないか。

その大きな背景はやはり電子化で、インターネットから情報を得るため図書館での複写要求が減少した、または、年鑑などが電子化され仮に図書館に継続して所蔵されている場合でも形態がCD-ROM化され紙での複写という要求につながらない、ことが考えられる。あるいはまた、出口の見えない不況が直接、あるいは資料費の減を経て間接的に、影響しているのかもしれない

#### 大学図書館

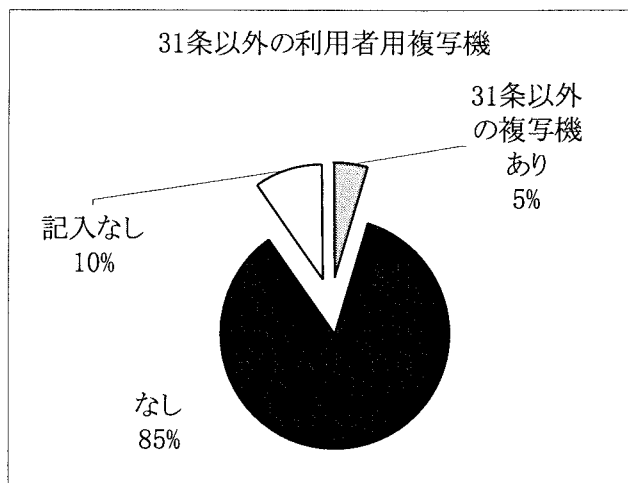
	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
日本の図書館集計対象館数	1640	1643		1586	1607
複写実施欄回答館数	1551	1544	1565	1583	1559
複写実施館数	1359	1353	1388	1407	1406
複写「未」実施館数	192	191	177	176	153
複写枚数回答館数	1024	1021	1038	1089	1086
複写枚数「記述なし」館数	335	332	350	318	320
総複写枚数	132,882,731	123,414,120	130,978,310	127,802,633	114,523,197

#### 公共図書館

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
日本の図書館集計対象館数	2635	2678	2711	2759	2824
複写実施欄回答館数	2635	2678	2711	2759	2647
複写実施館数	2202	2260	2300	2342	2383
複写「未」実施館数	433	418	411	416	264
複写枚数回答館数	2028	2077	2105	2126	2164
複写枚数「記述なし」館数	174	183	195	216	219
総複写枚数	40,632,962	38,194,118	38,808,567	37,799,123	36,453,875

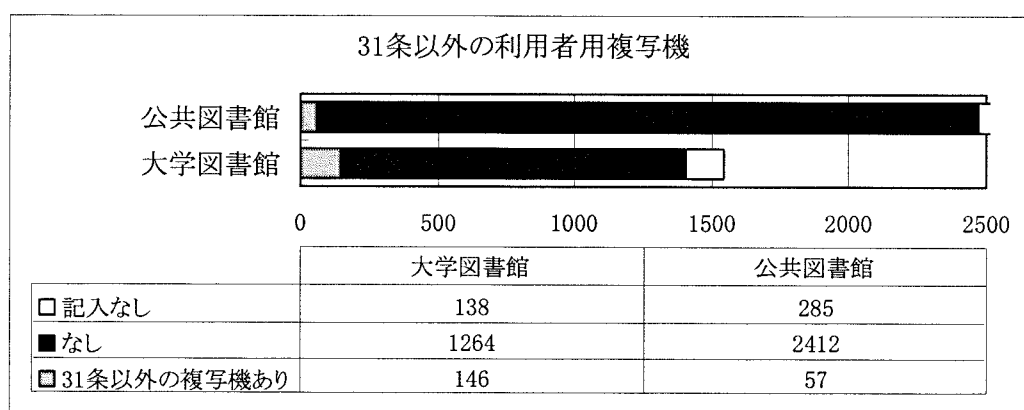
1.8 31条複写用以外の利用者用複写機を設置していますか。

回答選択肢は、①設置している、②設置していない、の2択である。



31条に基づかないで利用者に複写サービスすることは、横浜市立図書館の30条複写の事例が各種の媒体で再三にわたり報道され、平成13年に文化審議会著作権分科会情報小委員会の下に設けられた「図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」などでも権利者側から取り上げられた図書館界にとって大きな問題である。

調査の結果上記の図に示すように、全回答図書館の5%の図書館から「31条複写用以外の利用者用複写機を設置している」との回答を得た。



5%の「31条以外の複写機あり」回答館を、公共と大学に分けて集計したのが、上のグラフである。騒がれたのは公共図書館の事例であるが、今回の調査では割合はもちろん、実数においても大学図書館の方にこうした回答が多かった。

上記のように5%という大きな割合の図書館が「31条複写用以外の利用者用複写機を設置している」との回答や、大学図書館にこうした回答が多いことは、著作権委員会として日

常、図書館研修や著作権関係質問があった場合でのやり取り、その他の活動を通して得ている実感とかけ離れている。

この質問に正しく回答するには著作権法の十分な知識が必要なので、誤解して回答している図書館があることも十分考えられる。このため、本報告書のまとめに向けて電話による追加調査を行った。

電話調査は公共図書館を対象にした。回答数が電話調査の容易にできる範囲の数字であったこともあるが、この問題が公共図書館をめぐる起きているため、その実態を明らかにする必要性が高いと判断したためである。

「31 条複写用以外の利用者用複写機を設置している」と回答した公共図書館の内訳は次のようになっている。

公共図書館で「31条以外の複写機あり」と答えた館の内訳

「31条以外の複写機あり」で自治体内図書館が一致している	18
分館が「31条以外の複写機あり」と答えているが、中央館も他の分館も「なし」である	13
自治体内に1図書館しかなく「31条以外の複写機あり」と答えている	26
計	57

自治体内で一致した回答の館（回答は各館ごと）は間違えて回答している可能性はほとんどないと思われる。逆に、分館が「31 条以外の複写機あり」と答えているが、中央館も他の分館も「なし」であるところは、間違えて回答した可能性が高い。このため、この両者は電話調査の対象とはしなかった。

自治体内に1図書館しかなく「31 条以外の複写機あり」と答えた図書館 26 館のうち、連絡がつかない館、担当者不在で回答できない館 2 館を除いた 24 館については、実際に「31 条複写用以外の利用者用複写機を設置している」図書館は 1 館もなかった。

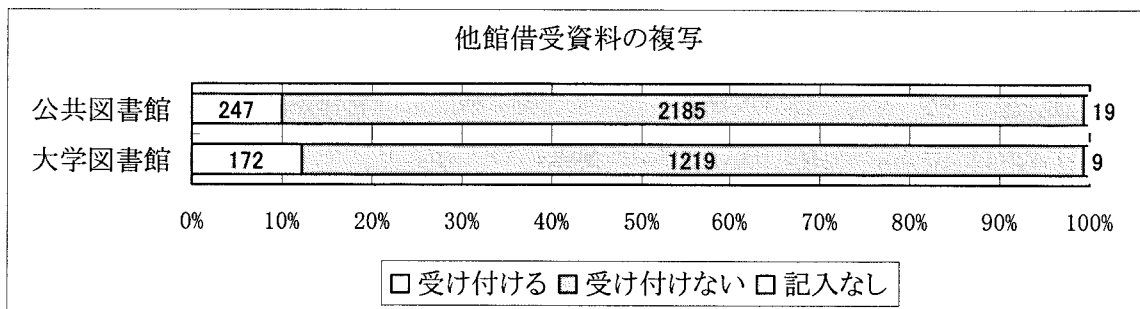
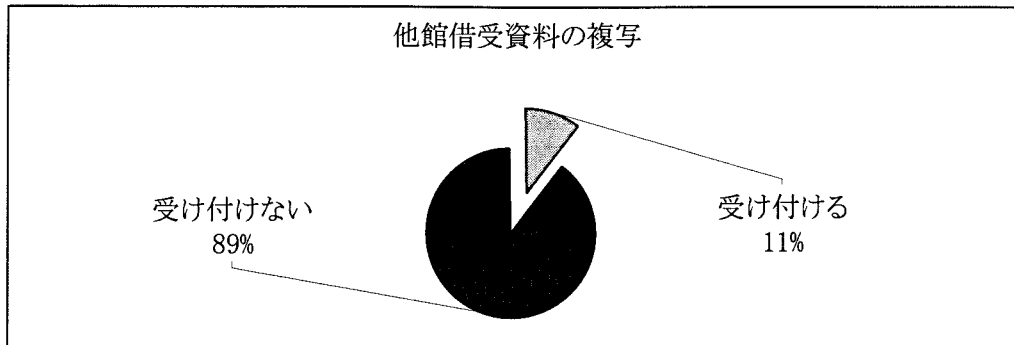
多くは、単純な記入ミスであるが、「利用者がコイン方式で複写作業を行っている」「事務用と兼用である」などをもって、この項目に「31 条複写用以外の利用者用複写機を設置している」と回答してしまった図書館もあった。設問の仕方にもっと工夫が要求される項目であったことは否めない。

大学図書館については数館に確認したにすぎないが、確認したところはすべて上記の公共図書館と同様に、実際には 31 条に基づく以外の複写機を設置していなかった。

以上の追加調査の結果をもとに考慮すると、調査票による回答に関わらず、例えば 30 条に基づいた複製など 31 条に基づかないサービスを提供している図書館は、極めて限定的である。

1.9 他の図書館から借り受けた資料の複写を受け付けていますか。

回答選択肢は、①受付けている、②受付けていない、の2択である。



31 条の「図書館資料」を巡っては、所蔵資料および寄託資料等、長期にわたって当該図書館の管理下にあるものが該当する、という見解が支配的である。このため、他の図書館から借り受けた資料は閲覧や所蔵図書館の条件によっては貸出も可能であるが、複写を求められた場合は、所蔵図書館に改めて申し込むように、との対応を行う図書館が圧倒的に多い。

しかしながら今日、少数ではあるが他館から借り受けた資料の複写も許されるのではないかという見解を唱える論者も現れてきた。このような状況下で、31 条の「図書館資料」には他館から借り受けた資料も含まれる、という見解を取って複写を行っている図書館がどの程度あるかを調査する目的で、この設問を設けた。

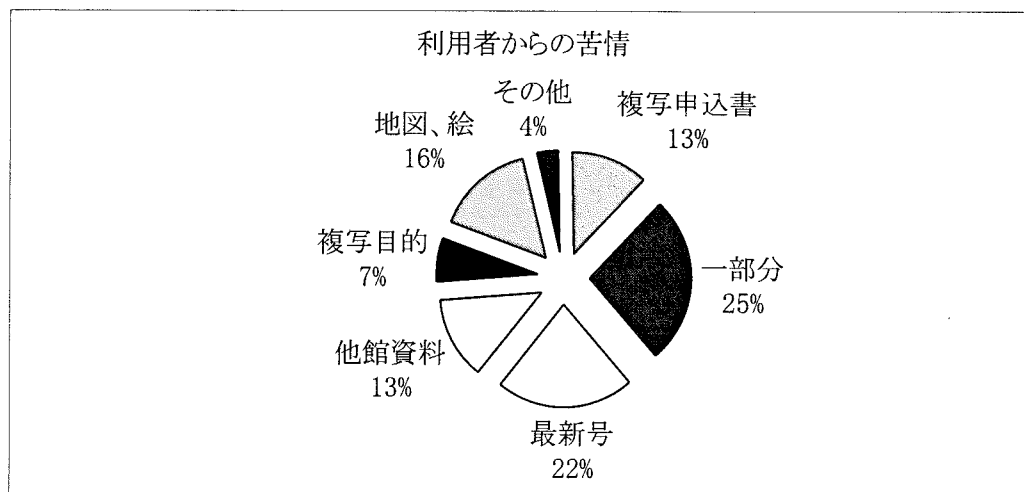
しかしながら、設問の表現がやや不適切であり、「受け付ける」と回答した図書館で、「受け付けて所蔵館に依頼する」という添え書きをした回答館が数館あった。このような解釈ができる設問なので、「受け付ける」とした 11% の図書館の中には「所蔵館に依頼」が含まれている。その割合が不明なので、自館で他館資料を複写する図書館の割合は最大に見積もって 11% としか言えない。

公共図書館と大学図書館では、やや大学図書館の割合が多いものの、ほぼ同じような割合である。

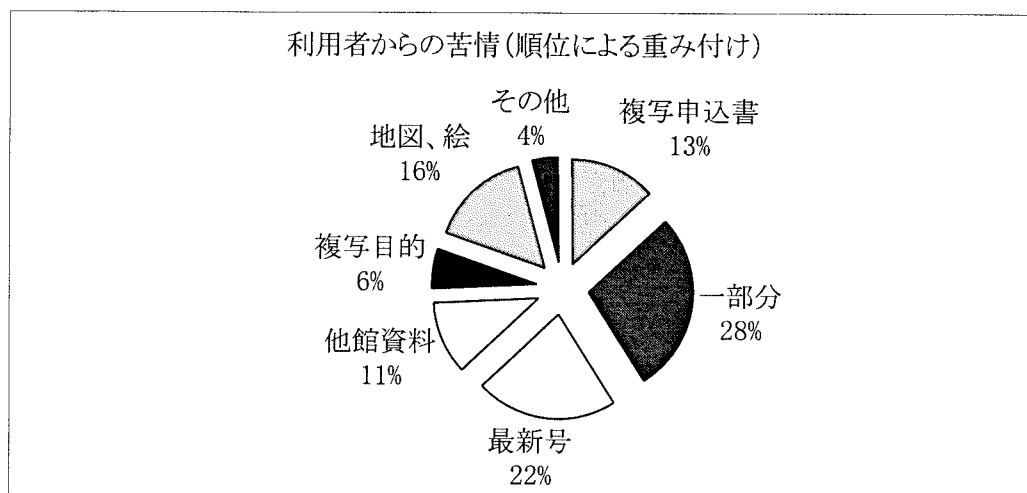


1.10 複写に関して利用者からの苦情でもっとも多いものを3件記入してください。

回答選択肢は、①複写申込書への記入に関すること、②「一部分の複写のみ」に関すること、③最新号の複写に関すること、④他館資料の複写に関すること、⑤複写目的に関すること、⑥地図、絵、写真などの複写に関すること、⑦その他、の7択である。なお、ここで尋ねる苦情は著作権に関わるもののみとし、多い順に3点を記述するようにと指示している。



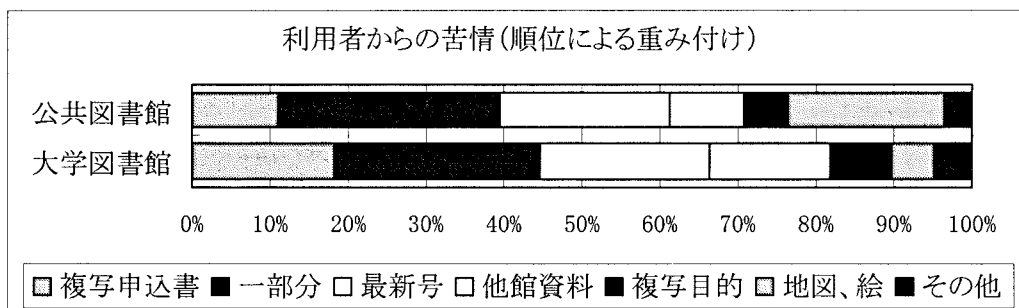
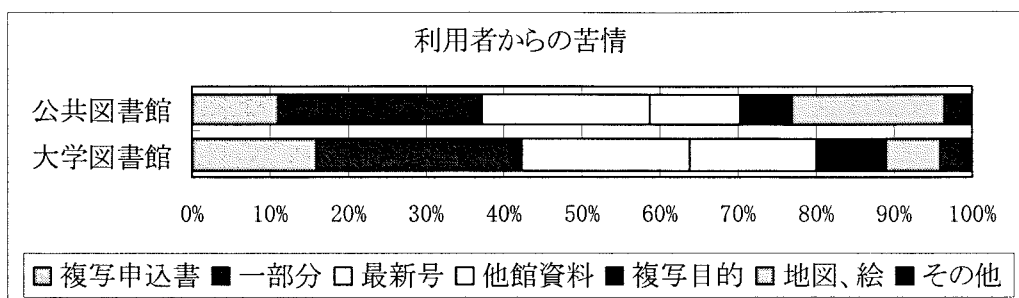
上の図は、苦情の内容として3点書き込んでいただいたものを、順位にこだわらず、集計したものである。下の図は、一番多い苦情に3点を与え、2番目に多い苦情には2点を、3番目の苦情には1点を与えることで、重み付けした苦情内容を図示したものである。両図のようにウェイト付けすると「一部分の複写のみ」に関する苦情がやや増加するが、全体的にそれほど大きな違いはない。



このことは、多くの図書館で同じ苦情が上位を占めるといった状況ではなく、図書館によ

り順位の変動が様々であることを示している。

苦情の内容としては、上記「一部分の複写のみ」に関するものが一番多いが、二番手である「最新号の複写に関すること」を大きく引き離すというほどでもない。両者の後には、「地図、絵、写真などの複写に関すること」といった個別の資料群についての苦情が1、2位の差と同程度の差を持って続く。4番目である「複写申込書への記入に関すること」、5番目である「他館資料の複写に関すること」は3番目から僅差で続いている。回答選択肢としてあげた項目の中では「複写目的に関すること」が5番目からやや差が開いて最下位となった。



上の2図は利用者からの苦情内容を、大学図書館、公共図書館にわけて集計し、比較したものである。前ページ同様、3点書き込んでいただいたものを順位にこだわらず集計したものと、順位による重み付けをしたものとである。全体の図と同様、両者にほとんど違いは見られない。

大学図書館と公共図書館を比較すると特徴的なのが、「地図、絵などの複写に関すること」といった個別の資料群についての苦情である。公共図書館の場合「一部分の複写のみ」に関するものに次いで2番目に多い苦情であるのに対して、大学図書館の場合は「複写目的に関すること」をも下回り、「その他」と並ぶ最下位と、苦情としての存在感は小さい。

大学図書館の場合に公共図書館に比して割合として多いのは、「複写申込書への記入に関すること」と「最新号の複写に関すること」である。複写申込書については記述したように、公共図書館の場合70%の館が「原則として全件申込書を書いてもらっている」と回答しているのに対し、大学図書館の場合この割合は40%弱である。複写申込書への記入が徹底していない点が苦情に結びついているのであろうか。最新号については、大学図書館の

方が逐次刊行物の情報を使用する割合が高いことが想定できるので、その関係の苦情が多いのも当然に思われる。

利用者からの苦情(単純集計館数)

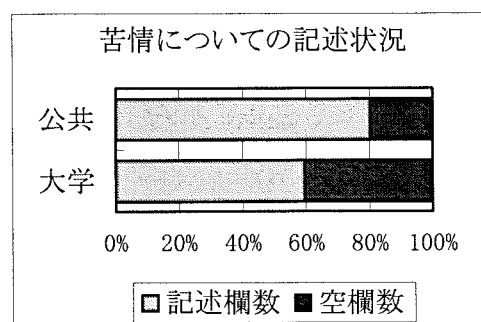
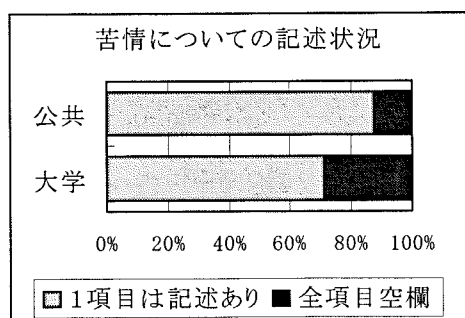
	大学図書館	公共図書館	合計
複写申込書	401	651	1,052
一部分	657	1,536	2,193
最新号	541	1,281	1,822
他館資料	405	684	1,089
複写目的	225	393	618
地図、絵	169	1,149	1,318
その他	105	208	313
空欄数	1,697	1,451	3,148
計(空欄除く)	2,503	5,902	8,405

利用者からの苦情(重み付け集計館数)

	大学図書館	公共図書館	合計
複写申込書	968	1,355	2,323
一部分	1,394	3,453	4,847
最新号	1,158	2,647	3,805
他館資料	814	1,136	1,950
複写目的	425	684	1,109
地図、絵	287	2,439	2,726
その他	256	443	699
計	5,302	12,157	17,459

苦情内容について選択して記述する欄は、前述のように、3欄ある。1位から3位まで記入するのはなかなか大変であるためか、空欄で回答した調査票が多かった。

この空欄の割合について、大学図書館と公共図書館でかなりの差が見られる。次ページの左図は、記述のあった欄数と空欄数の割合を見たものである。下の右図は、苦情についての3欄のうち1欄でも記述があった調査票と、全欄空欄であった調査票の割合である。両者共に、公共図書館の方が大学図書館に比べて20%程度記入された調査票の割合が多い。大学図書館の場合ほとんどの利用者は大学の構成員であるのに対して、公共図書館は不特定多数である。このことが苦情の身近さに違いを及ぼしているのであろうか。

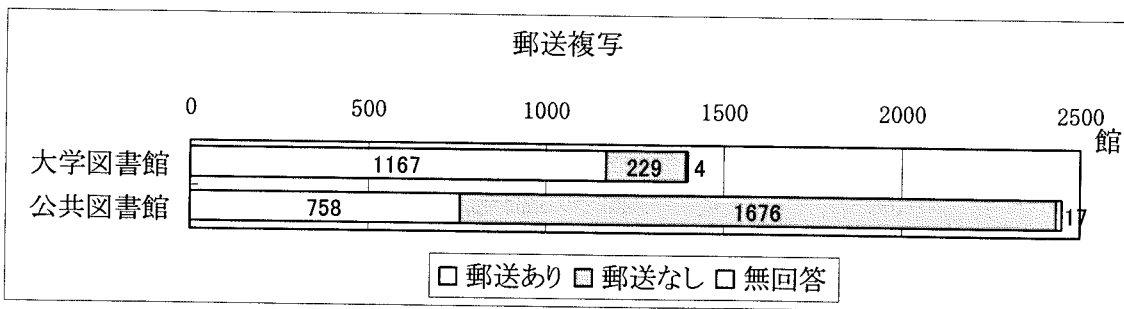
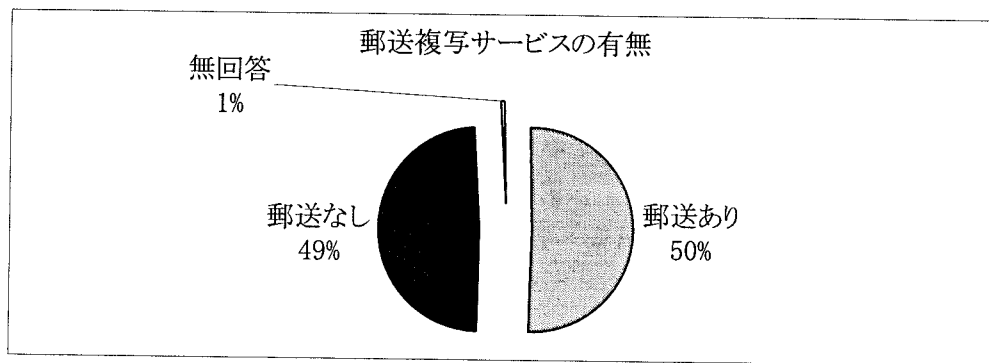


### 1.11 郵送による複写物送付サービスを行っていますか。

回答選択肢は、①いる、②いない、の2択である。

母数は31条複写を行っているとは回答した図書館、すなわち、大学1,400館、公共2,451館である。大学図書館は4件この項目に記入がなかった館があり、1,167館が導入、229館が未導入であった。公共図書館は、17件の記入なし、758館の導入、1,676館の未導入、という結果であった。すなわち、大学図書館は80%以上の館が郵送複写サービスを行っているのに対して、公共図書館は30%程度しか、このサービスを導入していない。

調査回答図書館全体での郵送複写サービスの導入の有無については、ちょうど半数の1,925図書館が導入、半数の図書館1,915館が未導入となった。とはいっても、大学図書館と公共図書館とでは大きく様相が異なるので、この調査対象館の半数が導入ということには、あまり意味がない。

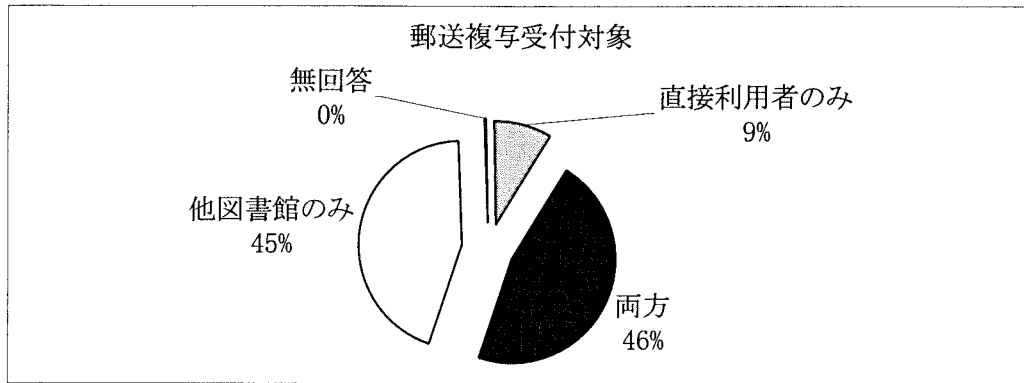


次ページのグラフでみるように、単に郵送複写を行っている図書館の割合については、1985年時点の方が高く、60%弱の図書館が実施している。

大学図書館の当時の実施割合は82%であり、今回が85%なので大学図書館の割合はあがっている。公共図書館は1985年には34%が郵送複写実施であり、今回は31%なので割合が多少減少している。前回調査時は、大学図書館、公共図書館の館数がほぼ同一であったが、今回は公共図書館の下図が大幅に増加し、大学図書館の1.7倍程度になっている。このため、公共図書館の未実施が全体に及ぼす割合が高くなり、全体としては割合が減少している結果になっている。

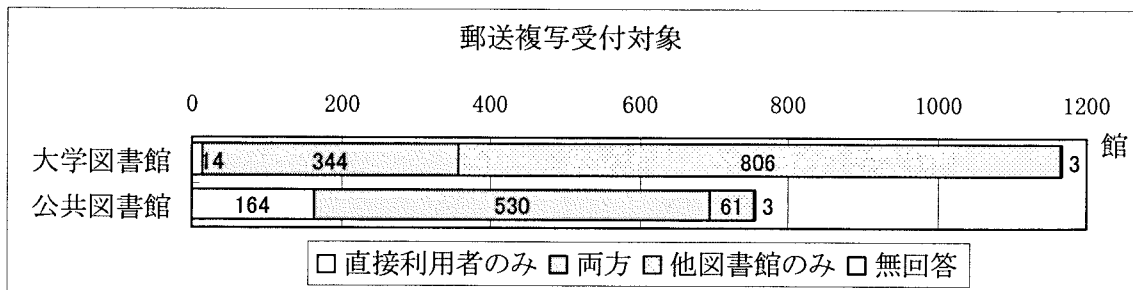
### 1.12 郵送は誰から受け付けますか。

回答選択肢は、①直接利用者からのみ、②他の図書館を経由してのみ、③両方式あり、の3択である。回答館全体では、「他の図書館を経由してのみ」受け付ける図書館と「両方式あり」の図書館がほぼ同数で合わせて90%を占める。この設問も、大学図書館と公共図書館とでは大きく結果が異なっている。



大学図書館の場合、図書館からの依頼しか受け付けない館が、全体の70%を占め、両方受け付ける図書館を合わせるとほぼ100%になる。すなわち、直接利用者からのみ依頼を受ける図書館はほとんどない。これはNACSISのILLシステムが複写依頼、複写受付の手間を大幅に縮減していることが大きな要因になっていると思われる。

公共図書館の場合、両方受け付けるが最大のグループで、全体の70%を占めることと、直接利用者からの依頼しか受け付けない図書館が20%あることが、大学図書館と比較して大きな相違である。すなわち、直接利用者からの依頼を受ける図書館が90%を超えるため、大学図書館では70%であった図書館のみから受け付ける館が10%に満たない。



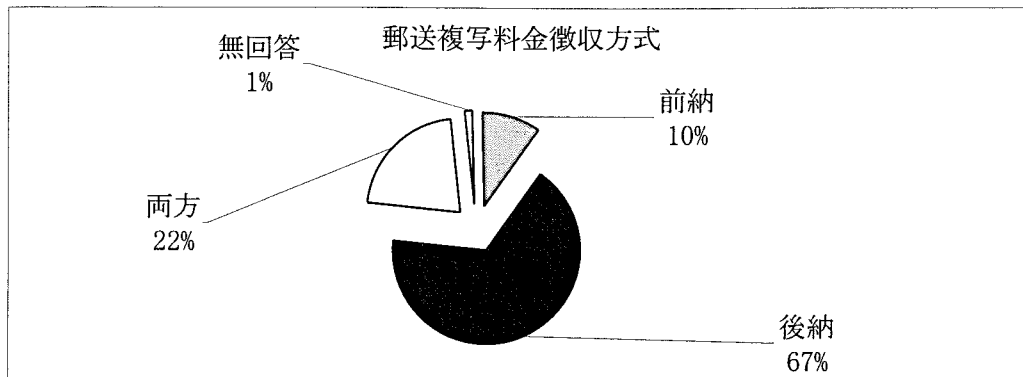
#### 大学図書館

回答によると、郵送複写サービスを行っている大学図書館のほとんど全て(98.7%)が他の

### 1.1.3 郵送の料金はどのように受け取っていますか。

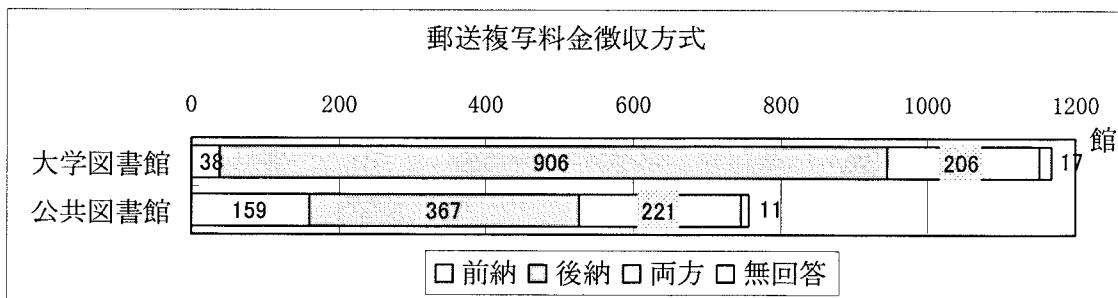
回答選択肢は、①前納、②後納、③両方式あり、の3択である。

調査対象全体では、後納方式のみの図書館が67%あり、前納・後納両方式採用の図書館22%と合計すれば90%に至る。



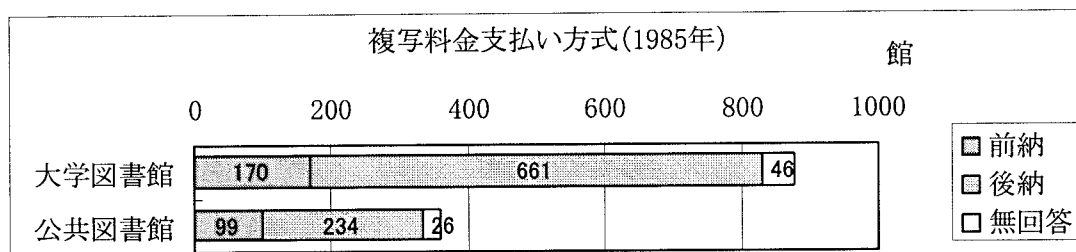
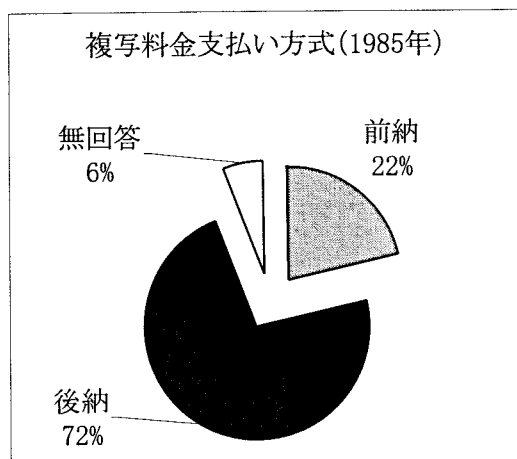
大学図書館の場合、前納のみの館はわずか38館で全体の3%でしかない。両方式を併用する図書館も206館あるが、それほど多いとは言えず20%に満たない。圧倒的多数は906館、割合として80%に迫る後納方式である。

これに対して公共図書館の場合は、前納のみの図書館も159館と20%を超える割合で存在し、両方式併用の館が221館と30%を超える。もっとも多いのは後納方式367館で50%を占める。このように、後納方式のみの図書館が優勢であることは大学図書館同様であるが、その他の方式も大学図書館に比べてみると、並存しているといえる状態である。



1985年調査の折にも、すでに後納方式が優勢であり、全体の70%近くを占めていた。このときにはまだ前納方式も20%を超える割合で存在している。この時の調査では両方式併用という区分がない。実際に両方式併用の図書館がほとんど存在しなかったのか、調査の選択肢として気づかなかったのかは不明であるが、今回の調査ではこの選択肢があるため、後納方式が割合としてはわずかではあるが減少している。

大学図書館の場合 1985 年には前納方式 20%、後納方式 80%である。両方式併用館は後納を含んでいるので、後納方式の割合は増加している。公共図書館の場合は、前納方式が 1985 年には 40%を超えていたが、今回は 20%であり、両方式併用を加えると 50%になるという、増加減少の判断が微妙な状況である。



結論として、後納方式が優勢であるが、この 20 年間でどちらかの方式に収斂しているという状況でもないようだ。



視覚障害その他の理由で活字のままではこの本を利用できない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等の製作をすることを認めます。その際は著作権者、または、日本図書館協会までご連絡ください。

## 図書館における著作権対応の現状

「日本の図書館2004」付帯調査報告書

---

2005年3月17日 初版第1刷発行©

編者：日本図書館協会著作権委員会

発行者：社団法人 日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

☎03-3523-0811 FAX 03-3523-0841

印刷所：(株)ワープ

---

JLA200449

ISBN4-8204-0445-8

Printed in Japan

本文の用紙は中性紙を使用しています。